

平成 28 年度再商品化に関する入札について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が発注する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に規定される分別基準適合物の再商品化について、下記業務の入札に参加しようとする事業者は、次により当協会への申請を行ってください。

平成 27 年 11 月 18 日

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号
郵政福祉琴平ビル 2 階
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 対象業務

- (1) ガラスびん分別基準適合物の再商品化
- (2) PET ボトル分別基準適合物の再商品化
- (3) 紙製容器包装分別基準適合物の再商品化
- (4) プラスチック製容器包装分別基準適合物の再商品化

2. 入札方法

- ① 再商品化の入札・選定は、運搬事業者と 3 項に記載する当協会への事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、入札対象となる市町村・一部事務組合の保管施設ごとに行います。（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません。）
- ② このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。
- ③ この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者の選定の準則は、4 項の「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」のとおりです。
- ④ 入札の方法につきましては、平成 28 年度保管施設ごとの入札条件リスト、契約条件、再生処理事業者の工場所在地および担当連絡先リスト等の再商品化に関する入札書類の内容に従ってください。
- ⑤ 登録された再生処理事業者及び同事業者とジョイントグループを形成し運搬事業の受託を希望する運搬事業者を対象として、入札説明会を 12 月 14 日（月）～12 月 15 日（火）の間に開催いたします。入札を行う再生処理事業者の方は入札説明会へ必ずご参加ください。
（注）プラスチック製容器包装の固形燃料等再生処理事業者については、再商品化能力が十分確保されている状況より入札参加が難しいため、必ずしも入札説明会にご参加いただく必要はありません。
- ⑥ 入札書類は、当協会ホームページの「オンライン手続き」（<https://reinscp.jcpra.or.jp/>）からダウンロードした上で印刷を行い、入札説明会にご持参ください。なお、運搬事業者の方は入札説明会当日に、会場にて「入札書類」をお渡しいたしますので、参加をご希望の場合、12 月 7 日（月）までにご一報ください。「入札書類」の一部となる「入札条件リストを掲載した CD-ROM」については、12 月 21 日付で当協会から郵送にてお届けいたします。

- ⑦ 入札は、4素材ともに「オンライン入札」となっています。「オンライン入札」への参加方法につきましては、入札説明会にてご説明いたします。

<入札説明会の日程>

下記の日程にて入札説明会を開催いたしますので、入札に参加を希望する事業者はご出席ください。

申し込み方法：再生処理事業者の方は、当協会ホームページの「オンライン手続き」(<https://reinscp.jcpra.or.jp/>)からお申込みください。また、運搬事業者の方は、当協会宛に下記要件を記入のうえ、締め切り日までに、FAXにてお申込みください。(当日会場の都合により、一事業者原則一名とさせていただきます。)

(ア) 希望説明会名 (ガラスびん入札説明会、PETボトル入札説明会、紙製容器包装入札説明会、プラスチック製容器包装入札説明会)

(イ) 会社名、連絡先、参加者氏名

日 時	会 議 名	会 場 名	申込締切日
12月14日(月) 13:30~15:30	ガラスびん入札説明会	アジュール竹芝 「飛鳥の間」(13階) 〒105-0022 港区海岸1丁目 11番2号 TEL:03(3437)5566	12月7日 (月)
12月14日(月) 13:30~15:30	PETボトル入札説明会	アジュール竹芝 「天平の間」(14階) 〒105-0022 港区海岸1丁目 11番2号 TEL:03(3437)5566	12月7日 (月)
12月15日(火) 13:30~15:30	紙製容器包装入札説明会	浜松町東京會館 「オリオン」(世界貿易センタービル39階) 〒105-6139 港区浜松町2丁目4番1号 TEL:03(3435)2611	12月7日 (月)
12月15日(火) 13:30~15:30	プラスチック製容器包装入札説明会	アジュール竹芝 「飛鳥の間」(13階) 〒105-0022 港区海岸1丁目 11番2号 TEL:03(3437)5566	12月7日 (月)

- ⑧入札に基づく契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とします。

平成29年度分の事業者登録および入札は、平成29年度の開始前に改めて行います。

ただし、PETボトルについては、上期(平成28年4月1日から同年9月30日)と下期(平成28年10月1日から平成29年3月31日)のそれぞれ半年間とします。

3. 再生処理事業者リスト

- ・当協会に登録を完了した平成 28 年度の再生処理事業者のリストについては、当協会ホームページ（URL：<http://www.jcpra.or.jp/>）をご参照ください。
- ・登録は入札への参加資格の一部であり、再商品化事業の受注を意味するものではありません。

4. 運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。

(1) 運搬事業者が以下の条件を満たしていること。

① 4 素材の容器包装の運搬に共通の事項

- (ア) 価格が公正かつ適正であること。
- (イ) 常時連絡可能な連絡先を有していること。
- (ウ) 積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
- (エ) 市町村等の依頼に応じて、2 週間以内に引き取り・運搬が行われること。
- (オ) 契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
- (カ) 法施行令第 9 条に定める基準に合致すること。
- (キ) 関連法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

② ガラスびんの運搬に特有の事項

- (ア) ガラスびん用カレット再生処理事業者への運搬においては、ガラスびんに悪影響を与える異物となる土石、鉋さい等の混入の恐れがある車輛で運搬しないこと。

③ PET ボトルの運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。

④ 紙製容器包装の運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
- (イ) 雨水対策が講じられていること。

⑤ プラスチック製容器包装の運搬に特有の事項

- (ア) 無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。
- (イ) 雨水対策が講じられていること。

(2) その他運搬事業者に対して考慮すべき、運搬に共通の事項

- (ア) 価格
- (イ) 積載トン数別の車輛保有台数（専用車輛台数、兼用車輛台数等）、形式（平ボディー、ダンプタイプ等）
- (ウ) 入札対象となる容器包装の引き取り・運搬業務を実施した経験の有無
- (エ) 入札対象となる市町村において一般廃棄物等の運搬もしくは許可を受けてその業務を実施した経験の有無

ジョイントグループにより入札に参加する際には、当協会が本準則の遵守状況等について確認します。

5. 入札の期間

入札は、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4素材ともに平成27年12月21日（月）から平成28年1月22日（金）まで「オンライン入札」により受け付けます。

6. 問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびん事業部 TEL：03-5532-8588

FAX：03-5532-8515

PETボトル事業部 TEL：03-5532-8691、8692

FAX：03-5532-8515

紙容器事業部 TEL：03-5532-8627、8609

FAX：03-5532-8515

プラスチック容器事業部 TEL：03-5532-8608、8598

FAX：03-5532-8515

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階

以上